

「化学物質管理者講習（1日コース）」「保護具着用管理責任者教育」 開催のご案内

その事業場、法令違反になっていませんか。

「化学物質管理者」「保護具着用管理責任者」は確実に選任されていますか？

労働安全衛生規則等の一部改正により、令和6年4月1日から、一定の危険性・有害性が確認された化学物質を取り扱う建設業や製造業も含むすべての業種の事業場において、「化学物質管理者」の選任が義務となりました。未選任のまま化学物質を取り扱っている場合、監督署からの指導・是正は避けられません。

化学物質管理者には、ばく露防止措置やリスクアセスメントの実施など、労働者の健康障害を未然に防ぐ責任が課されています。また、リスクアセスメントの結果に基づき保護具を着用させる場合には、「保護具着用管理責任者」の選任も必須です。いずれも、通達に基づく教育を受けた者から選任することが前提とされています。

制度施行から1年が経過し、臨検・安全パトロールはすでに始まっています。「知らなかった」「対応が間に合わなかった」は理由になりません。事故や健康障害が発生した場合、事業者の管理体制が厳しく問われます。

本講習では、関係法令に即したカリキュラムで両講習を実施します。後回しにするほどリスクは高まります。ぜひ本講習を受講し、確実な選任と体制整備を行ってください。

※この「化学物質管理者講習」は、リスクアセスメント対象物である化学物質を製造する事業場向けの講習（2日間、12時間）ではありません。製造事業場以外（取扱い、譲渡提供する事業場）に向けて、化学物質管理者講習に準ずる講習として開催するものです。

■日 程 ご希望の講習日程に☑を入れてください。 ※1日講習です ※どちらか一つだけの受講も可能です

☆化学物質管理者講習 令和8年3月17日(火) 令和8年5月25日(月)

☆保護具着用管理責任者教育 令和8年3月23日(月)

■時 間 9:00～17:00 ※講習修了後、修了手帳を発行いたします

■受講資格 なし

■会 場 兵庫県中央労働センター 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 「県庁前」駅から徒歩7分

■各受講料 19,800円（税抜価格18,000円）【テキスト・修了手帳代込】

【問合先】労働調査会 関西支社 担当：佐々木 大阪市西区阿波座2-2-18 TEL 06-6541-3045

申込は必要事項を記入の上、下記FAX番号までご送信ください。後日、受講票・振込用紙等をご送付いたします。締切り後のキャンセルについては、事務手続の都合上、受講料は返還出来ませんのでご了承ください。

受講申込専用FAX 06-6536-6219

年 月 日

受講者氏名	生年月日
(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日
(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日

事業所住所	〒		
事業所名			
申込担当者			
T E L		F A X	
E-M a i l			